健生食輸発1127第2号 令和6年11月27日

各検疫所長 殿

健康·生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (中国産養殖鰻のエンロフロキサシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年11月27日付け健生食輸発1127第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産養殖活鰻のモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

- 1. 別表第2への追加
 - ・中国産養殖鰻及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン
- 2. 別表第3への追加
 - ・中国産養殖鰻及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FUJIAN RONGJIANG IMP. & EXP. CO., LTD.」であるものに限る。)
 - ・中国産養殖鰻及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエンロフロキサシン(養殖場が「SHUNDE BEIJIAO XIHAI BREEDING EEL FARM (EST NO:4400/AC147又は4400/M895)」であるものに限る。)